

## 令和 4 年度「都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会 (各がん部会) の活動状況調査」<調査結果>

### 1. 背景・目的

がん検診を効果的に行うには適切な精度管理がきわめて重要です<sup>注)</sup>。住民検診の精度管理は、生活習慣病検診等管理指導協議会(がん部会)等を活用して都道府県主導で行うことが厚生労働省より求められています。そこで、都道府県別に精度管理の活動内容を把握するため、「事業評価のためのチェックリスト(都道府県用)」<sup>※1</sup>の遵守状況を調査しました。

※1「事業評価のためのチェックリスト(都道府県用)」: 都道府県が最低限行うべき精度管理項目が示されています。平成 20 年に厚生労働省から公表され、令和 4 年に改定されました。詳細は国立がん研究センターがん情報サービスをご参照ください。

[https://ganjoho.jp/med\\_pro/cancer\\_control/screening/check\\_list.html](https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html)

#### 注) 精度管理の重要性について

がん検診は、有効性(がん死亡率減少効果)がある検診を前提に、精度管理により質を高く維持することで初めて成果につながります。これは海外で死亡率減少を実現している国で示されており、精度管理体制の水準の高低によって、検診の成果(死亡率減少)があがるかどうかが決まります。

また検診には必ず不利益(検査による合併症、偽陰性、偽陽性など)が存在します。精度管理は不利益を極力抑え、最小化するためのシステムとしても不可欠です。

この精度管理システムがないと、検診規模が拡大するにつれ不利益が増大して利益を上回ってしまい、検診の成果が期待できないだけでなく、住民に不利益のみを与える可能性もあります。

精度管理の手法については厚生労働省が平成 20 年にはじめて方針を示し、直近では「がん検診事業のあり方について」報告書を公表しました<sup>※</sup>。同報告書では都道府県の役割は以下とされています。

- 管区内の全市区町村と全検診機関の検診体制(チェックリストの遵守状況)を把握する。
- 「地域保健・健康増進事業報告」に基づいて、都道府県別/市区町村別のプロセス指標値を把握する。また検診機関から報告される検診結果別人数に基づいて、検診機関別のプロセス指標値を把握する。
- 管区内市区町村、検診機関の指標を分析・評価し、精度管理上の課題を特定し、具体的な改善策を策定する。また、評価と改善策を市区町村、検診機関にフィードバックし改善を依頼するとともに、必要な技術的支援・指導を行う。さらに、フィードバック内容を住民に公表する。
- これらの取組は専門的見地から適切に行う必要があるため、都道府県は生活習慣病検診等管理指導協議会(がん部会)等に取組内容を諮問し、助言を得て実行する。

※ 厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(令和 5 年 6 月 23 日一部改正)」別紙

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059490.html>

## 2. 調査方法

### 2.1 調査対象、調査期間

健康増進事業に基づくがん検診（集団検診及び個別検診における、胃がんエックス線検診、胃がん内視鏡検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診）を調査対象としました。47 都道府県のがん検診担当課宛に回答を依頼し、調査期間は令和 5 年 3 月 24 日～令和 5 年 8 月末日としました。

### 2.2 調査内容

「事業評価のためのチェックリスト（都道府県用）」（以下チェックリストと略）の各項目につき、遵守状況を伺いました。

### 2.3 回答方法

調査票の各項目につき、集団検診/個別検診のそれぞれの状況<sup>※2</sup>（令和 4 年度の実績）に基づいて、○（回答期間内に実施した）、△（回答期間中には実施していないが、令和 5 年 8 月末日以降に確実な実施予定はある）、×（未実施かつ今後も実施予定が無い）の 3 択で回答を得ました。

※2 一部、検診方式（集団検診/個別検診）別に分けずに聞いている項目もあります。

### 2.4 調査結果の集計方法

以下の方法によりチェックリストの実施率（全国および都道府県別）を集計しました。なお、本報告書では、△（実施予定あり）は実施率の集計に含めないこととします。

#### 1) 全国の実施率

・全項目実施率：

「○：実施した」と回答した調査項目数÷集計対象の都道府県数×調査項目数<sup>※3</sup>×100（%）

・項目別実施率：

当該項目を「○：実施した」と回答した都道府県数÷集計対象の都道府県数×100（%）

#### 2) 都道府県別の実施率

・全項目実施率：「○：実施した」と回答した調査項目数÷調査項目数<sup>※3</sup>×100（%）

※3 調査項目数（都道府県用チェックリスト 令和 4 年 3 月改定版）

- ・胃がん検診（エックス線）：71
- ・胃がん検診（内視鏡）：71
- ・大腸がん検診：69
- ・肺がん検診：70
- ・乳がん検診：71
- ・子宮頸がん検診：75

### 3. 結果

#### 1) 回答状況

47 都道府県から回答を得ました（回答率 100%）。

#### 2) チェックリストの実施率一覧

全国における全項目の実施率は、集団検診で 67.5%（胃がんエックス線）、67.1%（胃がん内視鏡）、67.7%（大腸がん）、66.1%（肺がん）、67.8%（乳がん）、67.0%（子宮頸がん）、個別検診で 62.9%（胃がんエックス線）、61.9%（胃がん内視鏡）、61.7%（大腸がん）、61.4%（肺がん）、62.2%（乳がん）、61.5%（子宮頸がん）でした。全ての部位で集団検診より個別検診の実施率が低く、その差は約 4～6 ポイントでした。その他の詳細は、「別添資料 1 全国のチェックリスト実施率（全項目・項目別）」、「別添資料 2 都道府県別のチェックリスト実施率（全項目）」をご参照ください。

### 4. 評価

当センターは平成 23 年度から令和元年度まで、がん検診の精度管理に関する厚生労働科学研究班（当時）が設定した基準により、評価・公表を実施しましたが、令和 4 年度にチェックリストが大幅に改定されたこと、およびチェックリストは全項目達成を目指すべき指標であること、厚生労働省では基準を設定していないこと等を鑑み、現在は基準を設けず、実施率のみ公表しております。都道府県におかれましては、全項目達成に向けて、遵守されていない項目について早期の改善をご検討いただきますようお願いいたします。

別添資料 1

令和4年度 都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会の活動状況調査結果

都道府県用がん検診チェックリスト実施率（全国的全項目・項目別実施率）

【本調査の対象年度について】

令和4年度のがん検診ご担当者が把握可能な最新年度を想定し、下記を対象としました。

- ・令和4年度の検診体制（市区町村や検診機関のチェックリスト遵守状況）
- ・令和2年度の検診のプロセス指標

（ただし、各都道府県の方針により、令和元年度のデータ（最新の地域保健・健康増進事業報告の公表値）や令和3年度のデータを集計・評価している場合もあり、本調査ではこの場合も可としています。）

【補足】

- ・令和4年度に実施された内容（実績）に基づき、回答期間内に実施した場合は○、令和5年8月末日以降に確実な実施予定があるものは△、未実施かつ今後も実施予定が無い場合は×と回答していただくようお願いしましたが、本調査結果では○の実施率のみ集計しています。
- ・市区町村別、検診機関別等の設問では、全ての市区町村あるいは検診機関で実施している場合にのみ○とご回答いただきました。なお、本調査における検診機関とは、実際に検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指します。

【集計対象都道府県数】

- ・胃がんエックス線：（集団）47都道府県 （個別）45都道府県
- ・胃がん内視鏡検診：（集団）26都道府県 （個別）46都道府県（プロセス指標関連の設問では45都道府県※）  
 ※ 令和2年度に胃がん内視鏡検診を実施していない都道府県はプロセス指標関連の下記設問は非該当としました。  
 2(2)～2(2-2-4)、3(3-1)～3(3-1-4)、4(1)～4(2)、5(1)～5(1-4)、5(2)～5(2-5)、8(1-3)、8(1-4)、9(1-2)、9(2-2)、10(1-2)、10(1-4)、10(1-8)
- ・大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診：（集団）47都道府県 （個別）46都道府県
- ・肺がん検診：（集団）47都道府県 （個別）43都道府県

■チェックリスト実施率（全項目）

（単位％）

集計対象都道府県数	胃がん /エックス線		胃がん /内視鏡		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮頸がん	
	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別
		47	45	26	45	47	46	47	43	47	46	47
チェックリスト全項目（※）の実施率	67.5	62.9	67.1	61.9	67.7	61.7	66.1	61.4	67.8	62.2	67.0	61.5

※ 全項目数：胃がん（エックス線、内視鏡）71項目、大腸がん 69項目、肺がん 70項目、乳がん 71項目、子宮頸がん 75項目

■チェックリスト実施率（項目別）

（単位％）

集計対象都道府県数	胃がん /エックス線		胃がん /内視鏡		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮頸がん	
	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別
		47	45	26	46	47	46	47	43	47	46	47
1. 生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営												
(1)	がん部会は、保健所、医師会、がん検診関連学会に所属する学識経験者、臨床検査技師、診療放射線技師（※）等の、がん検診に係わる専門家によって構成されていますか ※ 胃がん、肺がん、乳がん部会のみ											
	95.7	95.6	96.2	95.7	95.7	95.7	95.7	95.3	95.7	95.7	95.7	95.7
(2)	がん部会は、市区町村が策定した検診実施計画/検診体制等について、検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診機関、細胞診判定施設（※）、精密検査機関等と調整を行っていましたか ※ 子宮がん部会のみ											
	83.0	84.4	76.9	84.8	83.0	84.8	83.0	86.0	83.0	84.8	85.1	87.0
(3)	令和4年度のがん部会を開催しましたか											
	85.1	86.7	88.5	87.0	85.1	87.0	83.0	86.0	85.1	87.0	80.9	82.6
(4)	年に1回以上、定期的に生活習慣病検診等従事者講習会を開催しましたか											
	63.8	66.7	76.9	71.7	66.0	67.4	74.5	76.7	68.1	69.6	66.0	67.4
2. 受診者数・受診率の集計												
(1)	令和4年度の対象者数（推計でも可）を把握しましたか											
	83.0	82.2	76.9	82.6	83.0	82.6	83.0	81.4	83.0	82.6	83.0	82.6
(2)	令和2年度の受診者数・受診率を集計しましたか											
	97.9	95.6	100	97.8	97.9	95.7	97.9	95.3	97.9	95.7	97.9	95.7
(2-1)	令和2年度の受診者数・受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか											
	87.2	86.7	88.5	86.7	87.2	84.8	89.4	86.0	89.4	87.0	89.4	87.0
(2-2)	令和2年度の受診者数・受診率を市区町村別に集計しましたか											
	97.9	95.6	100	97.8	97.9	95.7	97.9	95.3	97.9	95.7	97.9	95.7
(2-3)	令和2年度の受診者数を検診機関別に集計しましたか											
	55.3	37.8	57.7	33.3	55.3	34.8	53.2	41.9	55.3	39.1	55.3	34.8
(2-4)	令和2年度の受診者数を過去の検診受診歴別（注1）に集計しましたか											
	74.5	75.6	73.1	75.6	74.5	73.9	76.6	74.4	74.5	73.9	74.5	73.9
3. 要精検率の集計												
(1)	令和2年度の要精検率を集計しましたか											
	97.9	95.6	100	95.6	97.9	95.7	93.6	90.7	97.9	95.7	97.9	95.7
(1-1)	令和2年度の要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか											
	80.9	80.0	80.8	77.8	80.9	78.3	80.9	79.1	83.0	80.4	80.9	78.3
(1-2)	令和2年度の要精検率を市区町村別に集計しましたか											
	97.9	95.6	100	95.6	97.9	95.7	93.6	90.7	97.9	95.7	97.9	95.7
(1-3)	令和2年度の要精検率を検診機関別に集計しましたか											
	57.4	37.8	57.7	35.6	57.4	34.8	51.1	34.9	57.4	39.1	57.4	34.8
(1-4)	令和2年度の要精検率を過去の検診受診歴別（注1）に集計しましたか											
	68.1	68.9	65.4	66.7	68.1	67.4	68.1	67.4	68.1	67.4	68.1	67.4

(単位%)

	胃がん /エックス線		胃がん /内視鏡		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮頸がん	
	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別
4. 精検受診率の集計												
(1) 令和2年度の精検受診率を集計しましたか	97.9	95.6	100	95.6	97.9	95.7	93.6	90.7	97.9	95.7	97.9	95.7
(1-1) 令和2年度の精検受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	80.9	80.0	80.8	77.8	80.9	78.3	80.9	79.1	83.0	80.4	80.9	78.3
(1-2) 令和2年度の精検受診率を市区町村別に集計しましたか	97.9	95.6	100	95.6	97.9	95.7	93.6	90.7	97.9	95.7	97.9	95.7
(1-3) 令和2年度の精検受診率を検診機関別に集計しましたか	57.4	40.0	61.5	37.8	57.4	37.0	48.9	34.9	57.4	41.3	55.3	37.0
(1-4) 令和2年度の精検受診率を過去の検診受診歴別(注1)に集計しましたか	63.8	62.2	57.7	60.0	63.8	60.9	61.7	62.8	63.8	60.9	63.8	60.9
(2) 令和2年度の精検未受診率と未把握率を定義(注2)に従って区別集計しましたか	89.4	88.9	88.5	88.9	89.4	89.1	85.1	83.7	89.4	89.1	89.4	89.1
5. 精密検査結果の集計												
(1) 令和2年度のがん発見率を集計しましたか	97.9	95.6	100	95.6	97.9	95.7	93.6	90.7	97.9	95.7	97.9	95.7
(1-1) 令和2年度のがん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	80.9	80.0	80.8	77.8	80.9	78.3	80.9	79.1	83.0	80.4	80.9	78.3
(1-2) 令和2年度のがん発見率を市区町村別に集計しましたか	97.9	95.6	100	95.6	97.9	95.7	93.6	90.7	97.9	95.7	97.9	95.7
(1-3) 令和2年度のがん発見率を検診機関別に集計しましたか	55.3	35.6	57.7	33.3	55.3	32.6	48.9	32.6	55.3	37.0	55.3	32.6
(1-4) 令和2年度のがん発見率を過去の検診受診歴別(注1)に集計しましたか	66.0	66.7	65.4	64.4	66.0	65.2	63.8	67.4	66.0	65.2	66.0	65.2
(2) 令和2年度の早期がん割合(発見がん数に対する早期がん数)を集計しましたか	91.5	88.9	88.5	88.9	91.5	89.1	89.4	86.0	91.5	89.1		
(2-1) 令和2年度の早期がん割合を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	74.5	75.6	69.2	73.3	74.5	73.9	72.3	74.4	74.5	73.9		
(2-2) 令和2年度の早期がん割合を市区町村別に集計しましたか	89.4	86.7	84.6	86.7	89.4	87.0	87.2	83.7	89.4	87.0		
(2-3) 令和2年度の早期がん割合を検診機関別に集計しましたか	44.7	28.9	50.0	28.9	44.7	28.3	42.6	30.2	42.6	28.3		
(2-4) 令和2年度の早期がん割合を過去の検診受診歴別(注1)に集計しましたか	61.7	62.2	57.7	60.0	61.7	60.9	59.6	60.5	63.8	63.0		
(2-5) 令和2年度の早期がんのうち、粘膜内がん数(胃がん、大腸がん)・非浸潤がん数(乳がん)を区別して集計しましたか	83.0	82.2	76.9	80.0	85.1	82.6			83.0	80.4		
(3) 令和2年度の上皮内病変(CIN・AIS)の数を集計しましたか(子宮頸がん)											87.2	87.0
(3-1) 令和2年度の上皮内病変(CIN・AIS)の数を年齢5歳階級別に集計しましたか(子宮頸がん)											76.6	76.1
(3-2) 令和2年度の上皮内病変(CIN・AIS)の数を市区町村別に集計しましたか(子宮頸がん)											85.1	84.8
(3-3) 令和2年度の上皮内病変(CIN・AIS)の数を検診機関別に集計しましたか(子宮頸がん)											40.4	30.4
(3-4) 令和2年度の上皮内病変(CIN・AIS)の数を過去の検診受診歴別(注1)に集計しましたか(子宮頸がん)											59.6	58.7
(4) 令和2年度の進行度がA期のがん割合(がん発見数に対する進行度がA期のがん数)を集計しましたか(子宮頸がん)											85.1	84.8
(4-1) 令和2年度の進行度がA期のがん割合を年齢5歳階級別に集計しましたか(子宮頸がん)											70.2	69.6
(4-2) 令和2年度の進行度がA期のがん割合を市区町村別に集計しましたか(子宮頸がん)											83.0	82.6
(4-3) 令和2年度の進行度がA期のがん割合を検診機関別に集計しましたか(子宮頸がん)											34.0	21.7
(4-4) 令和2年度の進行度がA期のがん割合を過去の検診受診歴別(注1)に集計しましたか(子宮頸がん)											57.4	56.5
(5) 令和2年度の陽性反応適中度を集計しましたか	97.9	95.6	100	95.6	97.9	95.7	91.5	88.4	97.9	95.7	97.9	95.7
(5-1) 令和2年度の陽性反応適中度を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	80.9	80.0	80.8	80.0	80.9	78.3	76.6	76.7	83.0	80.4	80.9	78.3
(5-2) 令和2年度の陽性反応適中度を市区町村別に集計しましたか	97.9	95.6	100	95.6	97.9	95.7	89.4	88.4	97.9	95.7	97.9	95.7
(5-3) 令和2年度の陽性反応適中度を検診機関別に集計しましたか	53.2	35.6	53.8	33.3	53.2	32.6	46.8	34.9	53.2	37.0	51.1	32.6
(5-4) 令和2年度の陽性反応適中度を過去の検診受診歴別(注1)に集計しましたか	63.8	64.4	65.4	64.4	63.8	63.0	59.6	60.5	63.8	63.0	63.8	63.0
6. 偶発症の把握												
(1) 検診中/検診後の重篤な偶発症を把握しましたか	68.1	66.7	69.2	65.2			66.0	62.8	66.0	65.2	66.0	65.2
(2) 検診中/検診後の偶発症による死亡を把握しましたか	66.0	64.4	65.4	63.0			63.8	60.5	63.8	63.0	63.8	63.0
(3) 精密検査中/精密検査後の重篤な偶発症を把握しましたか	68.1	68.9	65.4	65.2	68.1	67.4	68.1	65.1	68.1	67.4	68.1	67.4
(4) 精密検査中/精密検査後の偶発症による死亡を把握しましたか	66.0	66.7	61.5	63.0	66.0	65.2	66.0	62.8	66.0	65.2	66.0	65.2

(単位%)

	胃がん /エックス線		胃がん /内視鏡		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮頸がん	
	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別
7. 追加調査												
(1) 発見がんの病期/進行度・組織型・治療法について把握しましたか	31.9	26.7	38.5	26.7	31.9	26.1	34.0	27.9	29.8	23.9	27.7	21.7
(2) がん登録を活用して、感度・特異度の算出や、予後調査ができるような体制を作っていますか	21.3	20.0	26.9	20.0	21.3	19.6	21.3	20.9	21.3	19.6	21.3	19.6
8. 精度管理評価に関する検討												
(1) 精度管理評価を行いましたか	91.5	91.1	88.5	89.1	91.5	91.3	91.5	90.7	91.5	91.3	91.5	91.3
(1-1) 市区町村用チェックリスト(令和4年度検診分)の遵守状況を把握し、評価を行いましたか	70.2	71.1	65.4	67.4	70.2	69.6	70.2	74.4	72.3	71.7	70.2	69.6
(1-2) 検診機関用チェックリスト(令和4年度検診分)の遵守状況を把握し、評価を行いましたか	57.4	40.0	46.2	37.0	57.4	37.0	57.4	39.5	57.4	37.0	57.4	37.0
(1-3) 市区町村毎のプロセス指標値(令和2年度検診分)を把握し、評価を行いましたか	85.1	82.2	84.6	82.2	87.2	84.8	87.2	86.0	87.2	84.8	87.2	84.8
(1-4) 検診機関毎のプロセス指標値(令和2年度検診分)を把握し、評価を行いましたか	40.4	31.1	50.0	28.9	40.4	28.3	40.4	32.6	40.4	28.3	40.4	28.3
(2) 評価の低い、もしくは指標に疑義のある市区町村や検診機関に、聞き取り調査や現場訪問を行って、原因を検討しましたか	57.4	46.7	57.7	45.7	57.4	45.7	57.4	46.5	57.4	45.7	57.4	45.7
(3) 上記(2)の評価結果を踏まえて、精度管理上の課題と改善策を策定しましたか	40.4	33.3	42.3	32.6	40.4	32.6	40.4	32.6	40.4	32.6	40.4	32.6
(4) 評価手法や評価結果の解釈、聞き取り調査の方針、改善策の内容等についてがん部会に諮り、具体的な助言を受けましたか	61.7	60.0	57.7	56.5	63.8	58.7	63.8	60.5	63.8	58.7	66.0	60.9
9. 事業評価の結果に基づく指導・助言												
(1) 市区町村に精度管理評価を個別にフィードバックしましたか	80.9	77.8	80.8	73.9	80.9	76.1	80.9	76.7	80.9	76.1	80.9	76.1
(1-1) 市区町村用チェックリスト(令和4年度検診分)の評価を個別にフィードバックしましたか	59.6	57.8	46.2	54.3	59.6	56.5	59.6	58.1	59.6	56.5	59.6	56.5
(1-2) 市区町村毎のプロセス指標値(令和2年度検診分)の評価を個別にフィードバックしましたか	74.5	73.3	76.9	71.1	74.5	71.7	74.5	72.1	74.5	71.7	74.5	71.7
(1-3) 精度管理に課題のある市区町村に改善策をフィードバックしましたか	61.7	55.6	65.4	54.3	61.7	54.3	61.7	53.5	61.7	54.3	61.7	54.3
(2) 検診機関に精度管理評価を個別にフィードバックしましたか	55.3	33.3	53.8	30.4	55.3	28.3	55.3	32.6	55.3	30.4	55.3	28.3
(2-1) 検診機関用チェックリスト(令和4年度検診分)の評価を個別にフィードバックしましたか	40.4	17.8	34.6	15.2	40.4	15.2	40.4	20.9	40.4	15.2	40.4	15.2
(2-2) 検診機関毎のプロセス指標値(令和2年度検診分)の評価を個別にフィードバックしましたか	21.3	17.8	26.9	15.6	21.3	13.0	21.3	18.6	21.3	13.0	21.3	13.0
(2-3) 精度管理に課題のある検診機関に改善策をフィードバックしましたか	40.4	20.0	34.6	17.4	40.4	17.4	40.4	18.6	40.4	17.4	40.4	17.4
(3) フィードバックの手法や内容についてがん部会に諮り、具体的な助言を受けましたか	68.1	57.8	57.7	54.3	68.1	56.5	68.1	58.1	68.1	56.5	68.1	56.5
(4) 前年度までにフィードバックした改善策の実行状況について、市区町村/検診機関への聞き取り調査等により確認しましたか	44.7	35.6	46.2	32.6	44.7	32.6	44.7	34.9	44.7	32.6	44.7	32.6
10. 事業評価の結果の公表												
(1) 精度管理評価をホームページ等で公表しましたか	74.5	75.6	76.9	76.1	76.6	76.1	74.5	74.4	74.5	73.9	76.6	76.1
(1-1) 市区町村用チェックリスト(令和4年度検診分)の遵守状況と、その評価を公表しましたか	59.6	57.8	53.8	54.3	59.6	56.5	59.6	58.1	59.6	56.5	59.6	56.5
(1-2) 市区町村毎のプロセス指標値(令和2年度検診分)とその評価を公表しましたか	70.2	68.9	69.2	68.9	72.3	69.6	70.2	67.4	70.2	67.4	70.2	67.4
(1-3) 検診機関用チェックリスト(令和4年度検診分)の遵守状況と、その評価を公表しましたか	34.0	22.2	34.6	19.6	34.0	19.6	34.0	20.9	34.0	19.6	34.0	19.6
(1-4) 検診機関毎のプロセス指標値(令和2年度検診分)とその評価を公表しましたか	19.1	8.9	19.2	6.7	19.1	6.5	19.1	9.3	19.1	6.5	19.1	6.5
(1-5) 精度管理が要改善の市区町村について、フィードバックした改善策の内容を公表しましたか	29.8	24.4	30.8	23.9	29.8	23.9	29.8	23.3	29.8	23.9	29.8	23.9
(1-6) 精度管理が要改善の検診機関について、フィードバックした改善策の内容を公表しましたか	12.8	4.4	15.4	4.3	12.8	4.3	12.8	4.7	12.8	4.3	12.8	4.3
(1-7) 都道府県用チェックリストの遵守状況(自己点検結果)を公表しましたか	55.3	55.6	53.8	54.3	55.3	54.3	55.3	53.5	55.3	54.3	55.3	54.3
(1-8) 都道府県としてのプロセス指標値(自己点検結果)を公表しましたか	61.7	60.0	57.7	57.8	61.7	58.7	61.7	58.1	61.7	58.7	61.7	58.7
(2) 公表の手法や内容についてがん部会に諮り、具体的な助言を受けましたか	57.4	57.8	53.8	54.3	57.4	56.5	57.4	55.8	57.4	56.5	57.4	56.5

(注1) 初回受診者及び逐年検診受診者等の受診歴別

初回受診者の定義：・ 過去3年に受診歴がない者（胃がん※/大腸がん/乳がん/子宮頸がん）  
・ 前年に受診歴がない者（肺がん）

※過去3年間に胃部エックス線検査と胃内視鏡検査のいずれかの受診歴がない者

(注2) 精検受診、精検未受診、精検未把握の定義

精検受診 : 精検機関より精検結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細(精検日・受診機関・精検法・精検結果の4つ全て)を申告したもの

精検未受診 : 要精検者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの(受診者本人の申告及び精検機関で受診の事実が確認されないもの)及び精検として不適切な検査が行われたもの(たとえば便潜血検査の再検、喀痰細胞診要精検者に対する喀痰細胞診再検、ASC-USを除く要精検者に対する細胞診のみの再検など)

精検未把握 : 精検受診の有無が分からないもの及び(精検受診したとしても)精検結果が正確に報告されないもの

なお、胃内視鏡検診では下記の整理とする

精検受診 : 内視鏡検診時に同時生検したもの、および、ダブルチェックで要再検査となり再検査を受診したもの

精検未受診 : 再検査を受けなかったことが判明しているもの

精検未把握 : 再検査受診の有無が分からないもの及び再検査の結果が正確に報告されないもの。ただし、同時生検で病理組織診断が不明(未報告を含む)な場合は、精検未完了と考え、地域保健・健康増進事業報告では「精検受診、かつ、がん疑い又は未確定」として計上する

別添資料 2

令和4年度 都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会の活動状況調査結果  
都道府県用がん検診チェックリスト実施率（都道府県別の全項目実施率）

【本調査の対象年度について】

令和4年度のがん検診ご担当者把握可能な最新年度を想定し、下記を対象としました。

- ・令和4年度の検診体制（市区町村や検診機関のチェックリスト遵守状況）
- ・令和2年度の検診のプロセス指標

（ただし、各都道府県の方針により、令和元年度のデータ（最新の地域保健・健康増進事業報告の公表値）や令和3年度のデータを集計・評価している場合もあり、本調査ではこの場合も可としています。）

■チェックリスト実施率（全項目）（注1）

（単位：％、ハイフンは当該部位の検診を未実施と回答した都道府県）

	胃がん/エックス線		胃がん/内視鏡		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮頸がん	
	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別
0 全国	67.5	62.9	67.1	61.9	67.7	61.7	66.1	61.4	67.8	62.2	67.0	61.5
1 北海道	40.8	40.8	40.8	40.8	39.1	39.1	24.3	24.3	40.8	40.8	38.7	38.7
2 青森県	80.3	73.2	-	73.2	79.7	72.5	80.0	72.9	80.3	73.2	80.0	73.3
3 岩手県	81.7	81.7	81.7	81.7	84.1	84.1	82.9	82.9	81.7	81.7	84.0	84.0
4 宮城県	71.8	73.2	-	70.4	71.0	71.0	70.0	71.4	71.8	71.8	72.0	72.0
5 秋田県	69.0	87.3	-	-(注2)	68.1	68.1	68.6	87.1	69.0	69.0	68.0	68.0
6 山形県	76.1	5.6	67.6	5.6	75.4	5.8	72.9	5.7	73.2	5.6	64.0	5.3
7 福島県	62.0	62.0	62.0	62.0	60.9	60.9	61.4	61.4	60.6	60.6	62.7	62.7
8 茨城県	80.3	53.5	-	53.5	82.6	55.1	80.0	52.9	80.3	60.6	74.7	49.3
9 栃木県	98.6	70.4	-	70.4	98.6	69.6	98.6	70.0	98.6	70.4	97.3	70.7
10 群馬県	93.0	77.5	-	77.5	92.8	76.8	92.9	77.1	93.0	77.5	92.0	77.3
11 埼玉県	74.6	74.6	-	74.6	76.8	76.8	74.3	74.3	74.6	74.6	76.0	76.0
12 千葉県	57.7	57.7	-	59.2	56.5	56.5	57.1	57.1	57.7	57.7	58.7	58.7
13 東京都	85.9	85.9	85.9	85.9	85.5	85.5	85.7	85.7	85.9	85.9	86.7	86.7
14 神奈川県	52.1	52.1	52.1	52.1	50.7	50.7	51.4	51.4	52.1	52.1	56.0	56.0
15 新潟県	90.1	80.3	-	78.9	88.4	78.3	77.1	-	85.9	84.5	85.3	77.3
16 富山県	64.8	60.6	64.8	60.6	66.7	62.3	57.1	52.9	64.8	60.6	66.7	62.7
17 石川県	95.8	83.1	-	81.7	95.7	78.3	95.7	84.3	95.8	80.3	96.0	78.7
18 福井県	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	93.3	93.3
19 山梨県	85.9	85.9	85.9	85.9	85.5	85.5	85.7	85.7	85.9	85.9	86.7	86.7
20 長野県	47.9	47.9	47.9	47.9	46.4	46.4	47.1	47.1	47.9	47.9	49.3	49.3
21 岐阜県	64.8	64.8	64.8	64.8	66.7	66.7	60.0	60.0	64.8	64.8	65.3	65.3
22 静岡県	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	48.6	48.6	49.3	49.3	48.0	48.0
23 愛知県	62.0	47.9	62.0	47.9	63.8	49.3	52.9	47.1	62.0	47.9	61.3	46.7
24 三重県	66.2	52.1	66.2	52.1	68.1	53.6	67.1	52.9	66.2	52.1	65.3	52.0
25 滋賀県	81.7	81.7	-	81.7	81.2	81.2	81.4	81.4	81.7	81.7	81.3	81.3
26 京都府	39.4	31.0	-	32.4	37.7	29.0	38.6	-	39.4	31.0	40.0	30.7
27 大阪府	60.6	60.6	-	60.6	59.4	59.4	62.9	62.9	60.6	60.6	61.3	61.3
28 兵庫県	23.9	23.9	23.9	23.9	24.6	24.6	24.3	24.3	32.4	32.4	32.0	32.0
29 奈良県	42.3	31.0	-	39.4	46.4	36.2	41.4	32.9	42.3	32.4	41.3	32.0
30 和歌山県	84.5	81.7	-	81.7	85.5	82.6	85.7	82.9	87.3	84.5	85.3	82.7
31 鳥取県	66.2	64.8	66.2	64.8	65.2	63.8	65.7	64.3	66.2	64.8	66.7	65.3
32 島根県	26.8	-	-	26.8	27.5	27.5	15.7	12.9	28.2	28.2	22.7	22.7
33 岡山県	62.0	53.5	-	53.5	63.8	55.1	61.4	52.9	62.0	53.5	61.3	53.3
34 広島県	43.7	43.7	45.1	45.1	46.4	46.4	44.3	44.3	45.1	45.1	42.7	42.7
35 山口県	71.8	71.8	-	71.8	71.0	71.0	71.4	71.4	70.4	70.4	72.0	72.0
36 徳島県	76.1	76.1	-	77.5	75.4	75.4	75.7	75.7	77.5	77.5	74.7	74.7
37 香川県	85.9	85.9	85.9	85.9	85.5	85.5	87.1	87.1	87.3	87.3	84.0	84.0
38 愛媛県	74.6	11.3	73.2	15.5	73.9	11.6	74.3	11.4	74.6	11.3	74.7	10.7
39 高知県	49.3	49.3	50.7	50.7	50.7	50.7	51.4	51.4	49.3	49.3	45.3	45.3
40 福岡県	84.5	76.1	84.5	76.1	84.1	75.4	84.3	75.7	84.5	76.1	84.0	76.0
41 佐賀県	84.5	84.5	84.5	84.5	84.1	84.1	82.9	82.9	83.1	83.1	85.3	85.3
42 長崎県	81.7	81.7	81.7	81.7	81.2	81.2	81.4	81.4	81.7	81.7	80.0	80.0
43 熊本県	54.9	53.5	54.9	53.5	53.6	52.2	54.3	52.9	54.9	53.5	54.7	53.3
44 大分県	1.4	-	-	-	1.4	-	1.4	-	1.4	-	1.3	-
45 宮崎県	80.3	62.0	81.7	62.0	82.6	62.3	82.9	-	83.1	63.4	82.7	64.0
46 鹿児島県	66.2	57.7	-	59.2	69.6	60.9	67.1	58.6	67.6	59.2	68.0	60.0
47 沖縄県	81.7	81.7	81.7	81.7	81.2	81.2	81.4	81.4	81.7	81.7	81.3	81.3

注1：全項目数：胃がん（エックス線、内視鏡）71項目、大腸がん 69項目、肺がん 70項目、乳がん 71項目、子宮頸がん 75項目

注2：令和4年度は実施しているが、令和2年度は未実施（プロセス指標に関する項目は回答非該当）のため全項目実施率は“-”とした











「10. 評価と改善策の公表」で公表済み（○）と回答された場合

### 11. 主要な情報を公開しているホームページのアドレス（URL）をご記入ください

胃がん	<a href="https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/seizinhoken/ganjyohou.html">https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/seizinhoken/ganjyohou.html</a>
大腸がん	<a href="https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/seizinhoken/ganjyohou.html">https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/seizinhoken/ganjyohou.html</a>
肺がん	<a href="https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/seizinhoken/ganjyohou.html">https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/seizinhoken/ganjyohou.html</a>
乳がん	<a href="https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/seizinhoken/ganjyohou.html">https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/seizinhoken/ganjyohou.html</a>
子宮頸がん	<a href="https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/seizinhoken/ganjyohou.html">https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/seizinhoken/ganjyohou.html</a>

ご記入いただいたURLは、国立がん研究センター等のHPに掲載する場合がありますが（リンク紹介ページ等）、掲載にご了承いただけない場合は、連絡事項欄（次ワークシート）にその旨ご記載ください。

（注1）生活習慣病検診等従事者講習会とは、「健康診査管理指導等事業実施のための指針（平成20年、健総発第0331012号、厚生労働省健康局総務課長通知）」において概ね下記の内容が示されている（抜粋・改変）

- ・胃がん検診読影従事者講習：胃がんの臨床、早期胃がんの診断、エックス線写真の読影方法、ダブルチェックの実習等
- ・胃がん検診エックス線撮影従事者講習：エックス線写真の撮影方法、現像技術、放射線被曝、エックス線撮影装置の維持管理、実技指導等
- ・大腸がん検診従事者講習：検体の処理、精度管理の実際等
- ・肺がん検診読影講習：肺がんの臨床、早期肺がんの診断、エックス線写真の読影方法、二重読影・比較読影の実習等
- ・肺がん検診細胞診従事者講習：検体の処理、染色技術、細胞診の実際、精度管理の実際、標本の整理等
- ・乳がん検診従事者講習：乳房エックス線検査の方法等
- ・子宮（頸）がん検診細胞診従事者講習：検体の処理、染色技術、細胞診の実際、精度管理の実際、標本の整理等

（注2）乳がん検診、子宮頸がん検診は除く

（注3）初回受診者及び逐年検診受診者等の受診歴別

＜初回受診者の定義＞

- ・過去3年に受診歴がない者（胃がん※/大腸がん/乳がん/子宮頸がん）
- ・前年に受診歴がない者（肺がん）

※過去3年間に胃部エックス線検査と胃内視鏡検査のいずれかの受診歴がない者（平成27年度以前の胃内視鏡検査は検診受診歴に含めない）

（注4）精検受診、精検未受診、精検未把握の定義

【精検受診】 精密検査機関より精密検査結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細（精検日・受診機関・精検法・精検結果の4つ全て）を申告したもの

【精検未受診】 要精検者が精密検査機関に行かなかったことが判明しているもの（受診者本人の申告及び精密検査機関で受診の事実が確認されないもの）及び精密検査として不適切な検査（※）が行われたもの

※たとえばペプシノゲン検査のみ、ヘリコバクター・ピロリ検査のみ、便潜血検査の再検のみ、喀痰細胞診要精検者に対する喀痰細胞診再検のみ、ASC-USを除く要精検者に対する細胞診のみの再検など

【精検未把握】 精密検査受診の有無が分からないもの、及び（精検受診したとしても）精密検査結果が正確に報告されないもの、結果が正確に報告されないもの

なお、胃内視鏡検査では下記の整理とする

【精検受診】 検診時生検を行った者については、生検の結果報告があったもの。検診時生検未実施でその後ダブルチェックで要再検査となった者については、精検機関より再検査結果の報告があったもの、

もしくは再検査受診者が詳細（再検査の受診日・受診機関・検査方法・検査結果の4つ全て）を申告したもの※。

【精検未受診】 検診時生検未実施で、その後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査を受けなかったことが判明しているもの、及び再検査として不適切な検査（ペプシノゲン検査のみ、ヘリコバクター・ピロリ検査のみ等）が行われたもの。

【精検未把握】 検診時生検未実施で、その後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査受診の有無が分からないもの、及び（再検査を受診したとしても）再検査の結果が正確に報告されないもの。

※以下の場合、「地域保健・健康増進事業報告」の「精密検査受診の有無別人数」では「精密検査受診者」とし、精密検査結果の区分としては「胃がんの疑いのある者又は未確定」に計上する。

- ・同時生検受診者のうち、病理組織診断の結果が不明なもの（未報告を含む）。
- ・同時生検後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査未受診、再検査受診の有無が不明、及び再検査の結果が正確に報告されないもの。

（注5）依頼文書の雛型は「科学的根拠に基づくがん検診推進のページ 精度管理ツール（雛型集）」参照

<http://canscreen.ncc.go.jp/management/taisaku/hinagata.html>